

第九十六回国会 衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第一号

本国会召集日(昭和五十六年十二月二十一日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 山下 元利君
理事 森 美秀君 理事 小沢 一郎君
理事 加藤 紘一君 理事 瓦 力君
理事 関谷 勝嗣君 理事 山口 鶴男君
理事 広瀬 秀吉君 理事 山田 太郎君
理事 西田 八郎君
内海 英男君 小里 貞利君
狩野 明男君 北口 博君
北村 義和君 古賀 誠君
高橋 辰夫君 野上 徹君
保利 耕輔君 川本 敏美君
野口 幸一君 渡部 行雄君
東中 光雄君 甘利 正君

十二月二十一日
山下元利君委員長辞任につき、その補欠として内海英男君が議院において、委員長に選任された。

昭和五十六年十二月二十一日(月曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
国会法改正等に関する小委員

- 内海 英男君 綿貫 民輔君
瓦 力君 志賀 節君
佐野 嘉吉君 関谷 勝嗣君
山口 鶴男君 広瀬 秀吉君
山田 太郎君 西田 八郎君
国会法改正等に関する小委員長 内海 英男君
図書館運営小委員

- 小里 貞利君 瓦 力君
北口 博君 佐野 嘉吉君
桜井 新君 川本 敏美君

第一類第十七号 議院運営委員会議事録第一号 昭和五十六年十二月二十一日

- 広瀬 秀吉君 山田 太郎君
西田 八郎君 瓦 力君
図書館運営小委員長
院内の警察及び秩序に関する小委員

- 小里 貞利君 狩野 明男君
古賀 誠君 志賀 節君
高橋 辰夫君 野口 幸一君
渡部 行雄君 山田 太郎君
西田 八郎君

- 院内の警察及び秩序に関する小委員長 志賀 節君
庶務小委員
関谷 勝嗣君 高橋 辰夫君
野上 徹君 保利 耕輔君
綿貫 民輔君 野口 幸一君
山口 鶴男君 山田 太郎君
西田 八郎君

- 庶務小委員長 綿貫 民輔君
国際会議場建設小委員
狩野 明男君 北口 博君
北村 義和君 古賀 誠君
保利 耕輔君 川本 敏美君
山口 鶴男君 山田 太郎君
西田 八郎君
国際会議場建設小委員長 山口 鶴男君

昭和五十六年十二月二十一日(月曜日)
午前十一時三十五分開議

- 出席委員
委員長 山下 元利君
委員 内海 英男君
理事 森 美秀君 理事 小沢 一郎君
理事 加藤 紘一君 理事 綿貫 民輔君
理事 瓦 力君 理事 志賀 節君
理事 佐野 嘉吉君 理事 関谷 勝嗣君

- 委員外の出席者
山口 鶴男君 理事 広瀬 秀吉君
山田 太郎君 理事 西田 八郎君
小里 貞利君 狩野 明男君
北川 石松君 北口 博君
北村 義和君 古賀 誠君
高橋 辰夫君 中村 弘海君
野上 徹君 保利 耕輔君
川本 敏美君 野口 幸一君
渡部 行雄君 東中 光雄君
甘利 正君 田島 衛君

- 委員の異動
十二月二十一日
小沢 一郎君 補欠選任
加藤 紘一君 北川 石松君
狩野 明男君 中村 弘海君
森 美秀君 佐野 嘉吉君
山下 元利君 綿貫 民輔君
甘利 正君 田島 衛君

- 同日
理事 森 美秀君、小沢 一郎君及び加藤 紘一君同日委員辞任につき、その補欠として綿貫 民輔君、志賀 節君及び佐野 嘉吉君が委員長の指名で理事に選任された。
同日
北川 石松君 補欠選任
中村 弘海君 狩野 明男君
田島 衛君 甘利 正君

同日
理事 森 美秀君、小沢 一郎君及び加藤 紘一君同日委員辞任につき、その補欠として綿貫 民輔君、志賀 節君及び佐野 嘉吉君が委員長の指名で理事に選任された。

十二月二十一日
国会議員及び内閣総理大臣その他の國務大臣の資産の公開等に関する法律案(山口鶴男君外四名提出、第九十四回国会衆議院法第三三三号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

- 議席の件
議院運営委員長外十六常任委員長辞任の件
議院運営委員長外十七常任委員長の選挙の件
特別委員会設置の件
小委員会設置の件
議事進行係の件
永年在職議員として表彰された元議員篠田弘作君逝去につき弔詞贈呈報告の件
内海委員長の就任挨拶
山下前委員長の辞任挨拶
裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件
裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙の件
裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件
裁判官訴追委員及び同予備員の選挙の件
各種委員の選挙の件
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件
国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件
本日の本会議の議事等に関する件

○山下委員長 これより会議を開きます。
第九十六回通常国会は本日召集されました。
これより、お手元に配付いたしてあります協議事項について、順次御協議を願うことといたします。

まず、議席の件についてであります。各党から申し出のありましたとおり、議長において仮議席を定めました。本日の本会議において議長が仮議席のどおり定める旨宣告いたしますので、御了承願います。

○山下委員長 次に、常任委員長辞任の件についてであります。本日、議院運営委員長外十六常任委員長から辞任願が提出されました。本件は、本日の本会議においてこれを議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○山下委員長 次に、常任委員長の選挙の件についてであります。ただいま御決定願いました十七常任委員長の辞任が本会議において許可されましたならば、引き続き農林水産委員長も含めた十八常任委員長の選挙を行うこととし、この選挙は、その手続を省略して、議長において指名することとするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、後任の候補者として、自由民主党から、お手元の印刷物にあります諸君を推薦してまいっております。

常任委員長候補者

- 議院運営委員長 内海 英男君
- 内閣委員長 石井 一君
- 地方行政委員長 中山 利生君
- 法務委員長 羽田野忠文君
- 外務委員長 中山 正暉君
- 大蔵委員長 森 喜朗君

- 文教委員長 青木 正久君
- 社会労働委員長 唐沢俊二君
- 農林水産委員長 羽田 孜君
- 商工委員長 渡部 恒三君
- 運輸委員長 越智 伊平君
- 通信委員長 水野 清君
- 建設委員長 村田敬次郎君
- 科学技術委員長 近藤 鉄雄君
- 環境委員長 八田 貞義君
- 予算委員長 栗原 祐幸君
- 決算委員長 永田 亮一君
- 懲罰委員長 中野 四郎君

○山下委員長 次に、特別委員会設置の件につきお諮りいたします。

先ほどの理事会で合意いたしましたとおり、委員四十人よりなる災害対策特別委員会、委員おのの二十五人よりなる公職選挙法改正に関する調査特別委員会、石炭対策特別委員会、物価問題等に関する特別委員会、交通安全対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会の各特別委員会を設置することとし、本日の本会議においてその設置を議決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

また、委員二十五人よりなる安全保障特別委員会を設置することとし、本日の本会議においてその設置を議決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○山下委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

なお、委員四十人よりなる災害対策特別委員会委員の各会派割り当て数は、自由民主党二十三、人、日本社会党八人、公明党・国民会議三人、民社党・国民連合三人、日本共産党二人、新自由クラブ・民主連合一人、委員おのの二十五人より

なる各特別委員会委員の各会派割り当て数は、自由民主党十四人、日本社会党五人、公明党・国民会議二人、民社党・国民連合一人、日本共産党一人、新自由クラブ・民主連合一人となります。

○山下委員長 次に、小委員会設置の件についてであります。今国会におきましても、前国会どおり、お手元の印刷物にありますとりの五小委員会を設置することとし、小委員及び小委員長の第九十五回国会において設置された小委員会

小委員会名	小委員数	割 当		
		自 民	社 公	民
国会法改正等に関する小委員会	一〇	委員長及び理事		
図書館運営小委員会	九			
院内の警察及び秩序に関する小委員会	九	五	二	一
庶務小委員会	九			
国際会議場建設小委員会	九			

○山下委員長 なおまた、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合の方には、前国会どおり、各小委員会にオブザーバーとして御出席願うことといたします。

また、今会期中における小委員、小委員長及び理事の辞任並びに補欠選任につきましては、委員長に御一任願っておきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○山下委員長 次に、議事進行係は、従前どおり

選任は、委員長において指名することに御一任願っておきたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、各小委員の各会派割り当ては、お手元の印刷物のとおりであります。

自由民主党にお願いすることとし、同党の小里利君にお願いしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○山下委員長 次に、元議員篠田弘作君逝去につき弔詞贈呈報告の件についてであります。永年在職議員として表彰された元議員篠田弘作君が、去る十一月十一日逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

弔詞につきましては、お手元の印刷物のとおり特別弔詞を、理事各位の御了承を得まして、葬儀当日、議長から贈呈していただきましたので、

御了承願います。

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに建設委員長考査特別委員長国土総合開発特別委員長等の要職につき、また國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等藤田弘作君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます。

○山下委員長 また、同君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることになりました。

なお、その際、議員の方は御起立願うことになっておりますので、御了承願います。

○山下委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○荒尾事務総長 まず最初に、議長から議席を仮議席のとおりに指定いたしました。

次に、各常任委員長辞任の件についてお諮りいたします。

本件が許可されましたならば、引き続き本日の日程に掲載されております農林水産委員長の選挙とあわせて各常任委員長の選挙を行います。この選挙は、動議によりまして、その手続を省略して、議長において指名されることになりました。

次に、特別委員会、公職選挙法改正に関する調査特別委員会、石炭対策特別委員会、物価問題等に関する特別委員会、交通安全対策特別委員会、沖繩及び北方問題に関する特別委員会、六特別委員会の設置につきお諮りいたします。

全会一致であります。次いで安全保障特別委員会の設置につきお諮りいたします。共産党が反対であります。

次に、議長から、故元議員藤田弘作さんに対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読されます。

以上で、休憩となります。

○山下委員長 それでは、本日の本会議は、午前十一時五十分予鈴、正午から開会いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後四時七分開議

○内海委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。このたび、不肖私がかからずも議院運営委員長に選任されました。まことに光榮に存じますとともに、その責任の重大さを痛感いたしておる次第であります。

私は、まことに非力非才かつふなれではありませんが、当委員会の円満な運営を図り、国会の正常な運営に微力を尽くしてまいりたいと存じます。今後、議長、副議長の特段の御鞭撻と、とりわけ議事運営に経験豊かな皆様方の格別の御協力を願ひする次第であります。

何とぞよろしく願ひ申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、ごあいさついたしました。(拍手)

○内海委員長 この際、山下前委員長から発言を求められております。これを許します。山下元利君。

○山下前議院運営委員長 一言ごあいさつを申し上げます。私、昨年七月に議院運営委員長に選任されて以来、約一年半の間、在任中大過なくその職責を果たすことができましたことは、議長、副議長の格別の御指導と、理事並びに委員各位の御理解ある御協力のたまものでございまして、この機会に衷心より感謝の意を表し、厚く御礼を申し上げます。

る次第でございます。

どうか、今後とも相変わらざる御厚情を賜りますようお願い申し上げます。簡単でございますが、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございます。(拍手)

○内海委員長 山口鶴男君から発言を求められております。山口鶴男君。

○山口鶴男委員 はなはだ僭越でございますが、委員各位のお許しを得まして、前委員長並びに新委員長に対しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

山下前委員長は、昨年七月委員長に御就任以来、約一年半有半、その円満なるお人柄と強い信念とをもって終始当委員会の円滑なる運営に当たられ、国会の正常な運営を通じてその權威の向上にりっぱな実績を残されました。

その御苦勞に対し、われわれ一同深く敬意を表するとともに、深甚なる謝意を表するものであります。

このたび、委員長を辞任されましたが、今後の御活躍と御発展を心からお祈りするとともに、今後とも当委員会に対し格別な御理解と御協力を願ひ申し上げます。

また、このたび新たに委員長に御就任されました内海委員長は、かつて当委員会の委員として活躍され、また、農林水産委員長を歴任され、議事運営については高い見識をお持ちの方であります。

今回、衆望を担い、国会運営の中心たる議院運営委員長に御就任されたことは、まことに御同慶にたえません。われわれ一同心からお喜びを申し上げますとともに、何とぞよろしく御指導、御鞭撻のほど、お願い申し上げます。簡単ではございますが、新委員長にお祝いを申し上げます。前委員長に感謝の意を表しまして、ごあいさつといたします。(拍手)

○内海委員長 次に、理事の辞任並びに補欠選任についてありますが、本日、理事森美秀君、岡小沢一郎君、同加藤敏一君が委員を辞任されました。よって、委員長は、後任の理事に

綿貫 民輔君 志賀 節君 佐野 嘉吉君

を指名いたしましたので、御了承願います。

○内海委員長 次に、裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件についてありますが、同委員である佐藤文生君及び松永光君から辞職願が提出されております。

本件は、再開後の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○内海委員長 次に、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙の件についてであります。裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件が本会議において許可されましたならば、現在同予備員が一名欠員となっておりますので、同裁判員の選挙とあわせて同予備員の選挙を行うこととするに御異議ありませんか。

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。なお、後任候補者として、自由民主党から、お手元の印刷物にありますが諸君を届け出てまいっております。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙の件

裁判官弾劾裁判所裁判員

澁谷 直藏君(自) 佐藤文生君及び松永光君の後任
古屋 亨君(自)

同 予備員

熊川 次男君(自) 山崎武三郎君(第一順位)の後任
〔予備員の職務を行う順序は、熊川次男君を第一順位とし、高村正彦君(現在第二順位)を第一順位とする。〕

○内海委員長 次に、裁判官訴追委員及び同予備員

の選挙の件についてありますが、裁判官訴追委員である中山正暉君、羽田野忠文君、吉田之久君及び同予備員である青木正久君、中山利生君から、それぞれ辞職願が提出されております。本件は、再開後の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

一、裁判官訴追委員及び同予備員の選挙の件

裁判官訴追委員

佐野 嘉吉君(自) 中山正暉君、羽田野忠文君及び吉田之久君の後任
後藤田正晴君(自)
小沢 貞孝君(民)

同 予備員

保岡 興治君(自) 青木正久君(第一順位)及び中山利生君(第二順位)の後任
高島 修君(自)

〔予備員の職務を行う順序は、保岡興治君を第一順位とし、高島修君を第二順位とする。〕

○内海委員長 次に、各種委員の選挙の件についてありますが、お手元の印刷物にありますとお

一、各種委員の選挙の件

皇室会議予備議員

○内海委員長 次に、裁判官訴追委員及び同予備員

の選挙の件についてありますが、裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件が本会議において許可されましたならば、引き続き同委員及び同予備員の選挙を行うこととするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、後任候補者として、自由民主党及び民社党・国民連合から、お手元の印刷物にあります諸君を届け出てまいっております。

園田 直君(自) 秋田大助君(第二順位)の後任
検察官適格審査会委員
松本 十郎君(自) 唐沢俊二郎君の後任

同 予備委員

堀内 光雄君(自) 山崎武三郎君(唐沢俊二郎君の予備委員)の後任
国土開発幹線自動車道建設審議会委員
田中 龍夫君(自)

田中 六助君(自) 櫻内義雄君、安倍晋太郎君及び田村元君の後任

加藤 六月君(自)

北海道開発審議会委員
北村 義和君(自) 箕輪登君及び吉浦忠治君の後任
齋藤 実君(公)

国土審議会委員
原 健三郎君(自)

丹羽 兵助君(自) 中野四郎君、田澤吉郎君及び村田敬次郎君の後任

佐々木義武君(自)

日本ユネスコ国内委員会委員
工藤 巖君(自) 羽田孜君の後任

鉄道建設審議会委員
田中 龍夫君(自)

田中 六助君(自) 櫻内義雄君、安倍晋太郎君及び西中清君の後任

草野 威君(公)

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、各選挙は、その手続を省略して、議長において指名することになりますから、御了承願います。

○内海委員長 次に、本日内閣委員会の審査を終了した一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案及び国家公務員等退職手当

法の一部を改正する法律案、法務委員会の審査を終了した裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、外務委員会の審査を終了した北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の地先沖台における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件、日本国の地先沖台における千九百七十七年の漁業に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定の有効期間の延長に関する議定書の締結について承認を求めるの件、社会労働委員会から提出された齒科技工法の一部を改正する法律案の各案件について、それぞれ委員長から緊急上程の申し出があります。

右各案件は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○内海委員長 次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正の件、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件についてであります。順次事務総長の説明を求めます。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

〔本号末尾に掲載〕

○荒尾事務総長 国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案外一件について御説明申し上げます。

まず、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正の件でございますが、これは、今回の特別職の職員に関する法律の一部改正案により、本年四月以降、国会議員の秘書の給料月額等が改定されることとなりますが、昭和五十六年度における期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料月額及び勤勉特別手当月額については、政府職員と同様に、従前の額に据え置くこととする措置を講じようとするものであります。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件でございますが、これは、国会議員の給料等について政府職員に準じた改定を行おうとするものであります。

本規程案は、昭和五十六年四月一日から適用しようとするものであります。ただし、非常勤の国会議員に支給する手当の支給限度額、各議院事務

局の議長または副議長の秘書事務をつかさどる参事の項を除く特別給料表の改正部分及び指定職給料表の改正については、昭和五十七年四月一日の施行としております。

なお、昭和五十六年度における期末手当及び勤勉手当については、改正前の給料月額等によることとしております。

また、管理職員の給与については、従前の額によることとし、なお、政府職員と同様の特例措置を規定しようとするものであります。

○内海委員長 それでは、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とするに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内海委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の給与等に関する規程の一部改正の件につきましては、お手元に配付の案のとおり改正すべきものと議長に答申するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○内海委員長 挙手多数。よって、さよう決定いたしました。

○内海委員長 次に、ただいま本委員会提出とすることを決定いたしました国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○内海委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○内海委員長 次に、再開後の本会議の議事の順

序について、事務総長の説明を求めます。

○荒尾事務総長 まず最初に、裁判官弾劾裁判所裁判官辞職の件についてお諮りいたします。

辞職の件が許可されましたならば、引き続き、裁判官の選挙とあわせて、すでに欠員となっております同予備員の選挙を行います。この選挙は、動議によりまして、その手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、裁判官訴追委員及び同予備員辞職の件についてお諮りいたします。

辞職の件が許可されましたならば、引き続き訴追委員及び同予備員の選挙を行います。この選挙は、動議によりまして、その手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、各種委員の選挙を行います。この選挙は、動議によりまして、その手続を省略して、議長において指名されることとなります。

次に、動議によりまして、一般職職員の給与法改正案、特別職職員の給与法改正案、防衛庁職員の給与法改正案、国家公務員等退職手当法改正案の四法案を緊急上程いたします。四法案を一括して、石井内閣委員長の報告がございまして、採決は二回に分けて行います。まず給与三法案を一括して採決いたします。社会党、公明党、民社党、共産党が反対であります。次いで退職手当法改正案につき採決いたします。社会党、共産党が反対であります。

次に、動議によりまして、裁判官の報酬等に関する法律の改正案、検察官の俸給等に関する法律の改正案の両案を緊急上程いたします。両案を一括して、羽田野法務委員長の報告がございまして、両案を一括して採決いたします。社会党、公明党、民社党、共産党が反対であります。

次に、動議によりまして、日ソ、ノ日漁業関係両議定書を緊急上程いたします。両件を一括して、中山外務委員長の報告がございまして、両件を一括して採決いたします。全会一致であります。

次に、動議によりまして、歯科技工法改正案を緊急上程いたします。唐沢社会労働委員長の趣旨

弁明がございまして、全会一致であります。次に、動議によりまして、ただいま御決定いただきました国会議員の秘書の給料等に関する法律の改正案を緊急上程いたします。紳貫庶務小委員長の趣旨弁明がございまして、共産党が反対であります。

以上でございます。

○内海委員長 それでは、本会議は、午後四時三十分予鈴、午後四時四十分から再開することいたします。

○内海委員長 次に、次回の本会議及び委員会には、追って公報をもってお知らせいたします。なお、明年一月二十二日金曜日午前十一時から理事会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。午後四時二十二分散会

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律

附則第六項及び第七項を次のように改める。
昭和五十六年六月又は十二月に受ける期末手当及び勤勉手当に関する第三条第二項及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき給料月額及び勤勉特別手当月額の合計額」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）による特別職の職員の給与に関する法律別表第三の規定の改正がなかつたとしたならば第一条及び第二条の三の規定によりそれぞれ受けるべきであった給料月額及び勤勉特別手当月額の合計額」とする。

附則第六項及び第七項を次のように改める。
昭和五十六年六月又は十二月に受ける期末手当及び勤勉手当に関する第三条第二項及び第四条第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき給料月額及び勤勉特別手当月額の合計額」とあるのは、「特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）による特別職の職員の給与に関する法律別表第三の規定の改正がなかつたとしたならば第一条及び第二条の三の規定によりそれぞれ受けるべきであった給料月額及び勤勉特別手当月額の合計額」とする。

7 この法律の施行の日から昭和五十七年三月三十一日までの間に受ける期末手当に関する第二条第二項及び第五条の二の規定の適用については、第三条第二項中「受けるべき給料月額及び勤続特別手当月額合計額」とあるのは、「特別職の職員に給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第 号）による特別職の職員の給与に関する法律別表第三の規定の改正がなかつたとしたならば第一条及び第二条の三の規定によりそれぞれ受けることとなる給料月額及び勤続特別手当月額の合計額」とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

理由
昭和五十六年度における国会議員の秘書の期末

別表第一 特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額
国立国会図書館の館長	一、一三〇、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長	一、一〇五、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、〇八〇、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	一 六九一、〇〇〇円 二 七四五、〇〇〇円 三 七九八、〇〇〇円 四 八七五、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	一 一七八、五〇〇円 二 一九四、五〇〇円 三 二一五、〇〇〇円 四 二四一、〇〇〇円 五 二七〇、五〇〇円 六 三〇〇、〇〇〇円 七 三三三、〇〇〇円 八 三六四、五〇〇円

手当及び勤続手当の額の算出の基礎となる給料月額及び勤続特別手当月額について、政府職員の例に準じ、従前の額に据え置くこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案
国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程

国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項中「二万二千二百円」を「二万二千三百円」に改める。
別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第一条関係）

イ 行政職給料表（一）

職務の等級	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
号	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	296,600	230,200				118,900	101,900	
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,800	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,300		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

別表第二 指定職給料表（第一条関係）

号	給料月額
1	404,000
2	445,000
3	496,000
4	548,000
5	591,000
6	636,000
7	691,000
8	745,000
9	798,000
10	850,000
11	900,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

行政職給料表(二)

職務の等級 号 給	特 1 等 給 給料月額	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額	4 等 級 給料月額	5 等 級 給料月額
1	169,900	143,600	117,700	104,000	84,100	75,100
2	175,600	148,700	122,800	108,500	86,600	77,300
3	181,300	154,000	127,900	113,000	89,500	79,500
4	187,100	159,300	133,200	117,700	92,400	81,800
5	193,300	164,600	138,400	122,300	95,700	84,100
6	199,500	169,900	143,600	126,900	99,500	86,500
7	206,000	175,200	148,400	131,400	104,000	89,300
8	212,700	180,600	153,200	135,800	108,500	92,100
9	219,300	185,800	158,000	140,100	112,900	95,300
10	225,800	190,500	162,800	144,400	117,300	99,000
11	232,300	195,200	167,000	148,700	121,500	102,800
12	238,800	199,900	171,200	152,700	125,600	106,700
13	245,200	204,500	175,400	156,700	129,300	110,600
14	251,500	209,100	179,600	160,500	132,800	114,400
15	257,000	213,600	183,700	164,100	135,900	117,800
16	262,500	218,100	187,700	167,400	138,600	121,000
17	267,900	222,400	191,700	170,600	141,200	124,100
18	273,200	226,700	195,700	173,700	143,700	126,400
19	278,000	230,900	199,600	176,700	146,200	128,700
20	282,500	234,900	203,000	179,100	148,500	131,000
21	286,500	238,700	205,800	181,100	150,500	132,900
22	290,500	242,400	208,100	183,100	152,400	134,800
23	294,500	245,700	210,400	185,100	154,300	136,700
24	297,700	249,000	212,400	187,000	156,200	138,600
25		251,400	214,400	188,900	158,000	140,500
26			216,400			142,300
27			218,400			144,100
28						145,900
29						147,600

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職務の等級 号 給	1 等 級 給料月額	2 等 級 給料月額	3 等 級 給料月額	4 等 級 給料月額	5 等 級 給料月額	6 等 級 給料月額
1	—	—	—	118,900	101,900	—
2	212,700	188,400	151,800	125,000	106,900	91,500
3	220,700	196,200	158,400	131,100	112,600	94,700
4	229,000	204,000	165,300	137,300	118,800	98,200
5	237,500	211,900	173,100	143,700	124,500	101,900
6	246,000	219,900	180,700	149,800	129,200	105,400
7	254,700	228,000	188,400	155,800	133,800	108,700
8	263,400	236,400	196,100	161,700	138,300	111,600
9	272,100	244,800	203,700	166,600	142,400	114,000
10	281,600	253,200	211,300	171,300	145,800	116,300
11	291,200	261,600	218,900	175,700	148,200	118,000
12	300,500	269,900	226,500	179,800	150,300	
13	309,600	278,100	233,500	183,600	152,100	
14	318,300	286,100	240,500	186,600	153,900	
15	326,800	293,500	247,400	189,300	155,600	
16	335,300	298,600	253,400	191,800		
17	342,000	302,400	258,800	194,100		
18	348,100	306,200	262,600	196,300		
19	354,100	310,000	266,000	198,500		
20	358,300	313,700	269,100	200,700		
21	362,500	317,400	272,000	202,900		
22	366,700		274,900			
23	370,900		277,800			
24	375,100		280,700			
25	379,300					
26	383,500					

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職務の等級	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1				117,900	
2	226,500	195,800	152,100	124,700	96,400
3	234,600	203,000	159,100	131,500	100,400
4	242,800	211,100	166,200	138,400	104,400
5	251,000	219,200	173,300	145,300	108,400
6	259,200	227,300	180,600	151,700	112,500
7	267,700	235,500	187,900	158,400	117,600
8	276,200	243,700	195,200	164,900	124,200
9	284,700	251,800	202,300	171,400	130,800
10	293,100	260,100	209,500	177,800	137,400
11	302,000	268,400	216,400	184,200	143,900
12	310,700	276,700	223,600	190,600	149,800
13	319,300	284,900	230,700	197,000	155,700
14	327,800	293,000	237,800	203,300	161,800
15	336,200	301,100	244,900	209,600	167,900
16	344,600	309,200	252,200	215,900	174,100
17	352,000	316,700	259,600	222,200	180,300
18	357,600	323,400	267,200	228,400	186,400
19	363,200	329,900	275,000	234,800	192,400
20	367,000	334,800	282,700	241,200	198,100
21	370,800	339,600	288,300	247,600	203,600
22	374,600	343,200	293,900	254,000	209,100
23		346,800	299,300	260,100	214,600
24		350,400	304,200	266,100	220,100
25		354,000	307,400	271,600	225,600
26			310,400	277,100	231,100
27			313,400	282,500	236,600
28			316,400	287,400	242,100
29			319,400	290,600	247,600
30				293,600	252,700
31				296,600	257,800
32				299,500	262,200
33				302,400	266,500
34					270,700
35					273,400
36					276,100

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

附 則

1. (施行期日等) この規程は、昭和五十六年十二月 日 から施行する。ただし、第十五条第一項の改正規定及び別表第一から別表第五までの改正規定(別表第一の表中各議院事務局の事務総長の項から各議院事務局の常任委員会専門員及び国立国会図書館の専門調査員の項まで並びに別表第二に係る部分に限る)は、昭和五十七年四月一日から施行する。
2. この規程(前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ)による改正後の国会職員の給与等に関する規程(以下「改正後の規程」という)の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。
3. 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日まで(以下「調整期間」という)において、国会職員が給料月額百分の二十以上の割合による給料の特別調整額を受けるべき職を占める国会職員(以下「管理職員」という)である期間(当該給料の特別調整額を支給されない期間を含む。以下「管理職員である期間」という)に係る当該国会職員に支払う給料及び扶養手当(これらの給与の月額が他の手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の算定の基礎となる場合における当該他の手当を含む)の額は、改正後の規程の規定及び前項の規定にかかわらず、従前の例による額(当該給料につき附則第五項から第七項までの規定の適用を受ける場合その他両議院の議長が協議して定める場合)にあっては、これらの規定を適用して決定された号給又は給料月額につきこの規程による改正前の国会職員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という)別表第三の給料表において定められた額その他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める額)とする。
4. 調整期間において、管理職員である期間における国会職員その他の管理職員である期間における住居手当及び通勤手当については、政府職員の例による。
5. (最高号給等の切替等) 昭和五十六年四月一日(以下「切替日」という)の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた国会職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に連算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
6. (切替期間における異動者の号給等) 切替日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という)の前日まで(以下「切替期間」という)において、改正前の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた国会職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、両議院の議長が協議して定めるところによる。切替期間において、国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十四年十二月十二日両院議長決定。以下「昭和五十四年改正規程」という)附則第七項の規定により昇給した国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員の改正後の規程の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額についても、同様とする。
7. (切替日前の異動者の号給等の調整) 切替日前に職務の等級を異にして異動した国会職員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
8. (旧号給等の基礎) 前三項の規定の適用については、国会職員が

属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規程又は昭和五十四年改正規程附則第七項及びこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならぬ。

9 (勤勉手当に関する特例措置)

昭和五十六年六月又は十二月に支給する勤勉手当に関する改正後の規程第七條の二第二項の規定の適用については、同項中「において受けるべき給料及び扶養手当の月額」とあるのは「における国会議員の号給又は給料月額につき国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(昭和五十六年十二月 日両院議長決定)の規定(同規程附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く)による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という)別表第一の表中各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項及び別表第三から別表第五までの給料表において定められた額その他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める額(以下「旧給料月額」という)による給料月額及び基準日現在において改正前の規程の規定が適用されたとした場合に受けるべきであつた扶養手当の月額」と、「給料月額」とあるのは「旧給料月額」とする。

10 (管理職員の給与の特例等)

調整期間において、管理職員である期間のうち第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないこととなる期間のある国会議員には、その満たないこととなる期間、同号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額の月額の手当を支給する。

一 当該国会議員の受けるべき附則第三項の規定による給料月額並びに当該給料月額に係る給料の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

二 当該国会議員が改正後の規程の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる給料

月額並びにその者の占める職に係る給料の特別調整額が給料月額の百分の十六の割合によるものであるとして改正後の規程の規定により受けることとなる給料の特別調整額及び調整手当の月額の合計額

11 調整期間において、管理職員である期間のうち、当該国会議員の受けるべき附則第三項又は第四項の規定による扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額が、当該国会議員が管理職員以外の国会議員であるとして改正後の規程の規定の適用を受けるとした場合に受けることとなる扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額に満たないこととなる期間のある国会議員には、それぞれの手当につき、その満たないこととなる期間、その受けることとなる扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額からその受ける扶養手当、住居手当又は通勤手当の月額を減じた額の月額の手当を支給する。

12 前二項の規定に基づく手当の支給に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

13 附則第十項及び第十一項の規定に基づく手当は、国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十三條の規定により休職にされた国会議員又は同法第四十一條の規定により派遣された国会議員に支給することができるものとし、その支給割合の決定その他その支給に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

14 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

15 附則第五項から前項までに定めるもののはか、この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(両院議長協議決定への委任)

(給与の内払)

[The main body of the document contains extremely faint and illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. The text is arranged in vertical columns.]

昭和五十六年十二月二十五日印刷

昭和五十六年十二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C